

平成27年度
事業計画書

公益財団法人 柔道整復研修試験財団

平成27年度 事業計画書

1 第24回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を行う。

- (1) 試験実施日 平成28年3月6日(日) 予定
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県を予定。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を行う。

3 柔道整復師国家試験改善の検討

前回の国家試験改善から更に10年を経た現在、現行国家試験を振り返り、課題として残されてきたものに取り組むことにより、国民に信頼される柔道整復師の資格付与としていくため、柔道整復師国家試験改善検討委員会において国家試験改善の検討を行う。

4 柔道整復師国家試験出題基準の改定

柔道整復師国家試験改善検討委員会の報告書をもとに、出題基準検討委員会にて出題基準改定の検討を行う。

5 認定実技審査制度説明会の実施(新設校等に対する説明会の実施)

- (1) 開催月日 平成27年7月23日(木) 13時～
- (2) 場所 日本柔道整復専門学校
東京都渋谷区桜丘20-1

6 認定実技審査員の派遣

柔道整復師養成施設指導要領に基づく実技能力の審査のため、該当校に審査員を派遣する。派遣計画等は認定実技審査委員会で検討する。

- (1) 審査日(予定) 平成27年11月 1日(日) 11月15日(日)
11月22日(日) 11月29日(日)
- (2) 場所 受審者が所属する各養成施設 93校

7 柔道整復師卒後臨床研修の実施

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の修得、幅広い知識と高度な技術の修得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から開始しており、平成27年度においても引き続き行う。

(1) 研修修了者の公表

研修を修了した柔道整復師については、引き続き財団ホームページ上で公開し、卒後臨床研修修了者の存在を世に広めるとともにこの制度の普及を図っていく。

(2) 研修内容に関するアンケート調査

研修の質向上のため。研修修了者及び未修了者に対し研修内容に関する調査を引き続き行う。

(3) 認定卒後臨床研修指導柔道整復師の実技審査

学校養成所を卒業後に卒後臨床研修を未修了であったが、卒後臨床研修の指導に熱意を有する者に、研修修了認定者と相同の資格を付与して指導者となつていただくことを目的として、認定卒後臨床研修指導柔道整復師の実技審査を引き続き行う。

(開催月日 6月14日)

(4) 臨床研修指導者支援等のため次の講習会を行う。

1) 技術講習会

卒後臨床研修指導者及び認定実技審査員に対し、診察・整復・固定・包帯分野の基本的技術を中心とした講習を行う。

2) 研修指導者講習会

研修指導者の研修指導能力向上を図るため講習を行う。

8 財団事業について今後のあり方等の検討

国家試験以外の財団事業について、代表理事を座長とした常務理事会を中心とした検討会において、今後のあり方等を検討する。

(1) 認定実技審査の精度の改善に関する論点抽出

検討に当たり、改訂審査要領に基づく認定実技審査データが3年間蓄積されているので、評価者間較差分析をあわせて行う。

(2) 医療人研修講座発展的実施に関する論点抽出

卒後臨床研修の実を上げ発展させていくための論点抽出を行う。

(3) スポーツ科学講習会及び健康柔体操推進に関する論点抽出

柔道整復知識に基づく国民の健康保持増進指導者の養成事業である、スポーツ科学講習会及び健康柔体操推進について論点抽出を行う。

(4) 柔道整復師資格の自己規律 (Self-regulation) に関する論点抽出

患者安全のための世界的潮流となっている資格の自己規律について、

柔道整復師についても適用を検討し、論点抽出を行う。

(5) 生涯学習歴の管理に関する論点抽出

各般で実施されている生涯学習を柔整師の資質の状況を表すものとして網羅的に把握することに関する論点抽出を行う。